

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																																																
事業名	治山事業（予防治山事業）																																																															
地区名	豊田市小峯町カシサワ																																																															
事業箇所	豊田市小峯町カシサワ 地内																																																															
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃渓流を保全し、山地災害を防止する。																																																															
事業目標	【達成（主要）目標】 床固工1個、谷止工1個を設置し、荒廃渓流の保全を図る。																																																															
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26百万円</td><td>■工事費 25.8百万円、■用補費 0.2百万円、□その他</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	26百万円	■工事費 25.8百万円、■用補費 0.2百万円、□その他																																																											
事業費	内訳																																																															
26百万円	■工事費 25.8百万円、■用補費 0.2百万円、□その他																																																															
事業期間	採択予定年度 平成30年度 着工予定年度 平成31年度 完成予定年度 平成31年度																																																															
事業内容	床固工1個、谷止工1個を設置する。																																																															
II 評価																																																																
①事業の必要性	1) 必要性 当該地域では、渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。 また、費用対効果分析結果（B/C）は14.87となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。																																																															
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																														
②事業の実効性		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																																														
	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th><th>H36</th><th>H37</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・床固工</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・谷止工</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（百万円）</td><td colspan="2">26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	調査・設計									用地補償		↔							工事		↔							・床固工		↔							・谷止工		↔							事業費（百万円）	26						
	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37																																																								
調査・設計																																																																
用地補償		↔																																																														
工事		↔																																																														
・床固工		↔																																																														
・谷止工		↔																																																														
事業費（百万円）	26																																																															
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み																																																															
判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																															
	【理由】 事業計画に無理がなく、地元の要望もあるため、事業の実効性が期待できる																																																															
III 対応方針																																																																
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																																															
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																

対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】